

# 資料1-7

令和2年(2020年)12月22日(火)  
第1回市民参加推進審議会

2 八 経 広 発 第 7 5 号  
令和2年(2020年)12月22日

八王子市市民参加推進審議会会長 殿

八 王 子 市 長  
石 森 孝 志

八王子市市民参加推進審議会（第7期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

# 諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

< 諮問事項 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 若い世代の市民参加の推進について

< 各項目の諮問理由 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています（条例第12条）。平成20年（2008年）に条例が施行されて以来、市民参加による行政運営を着実に進めています。

市は、これまで審議会からの答申を受け、市民委員等公募への無作為抽出方式の導入やパブリックコメント手続ガイドラインの策定など、具体的な形にして条例の効果的な運用を図ってきました。

今後も、より適切で効果的な運用をしていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

- 2 若い世代の市民参加の推進について

現在、市では令和4年度（2022年度）の策定に向け「（仮称）はちおうじ未来デザイン2040」（長期計画）づくりを行っています。この計画は、職員が地域に出て各世代の方々とともに課題やあるべき姿等を議論し、地域や次世代の声を反映し策定していきます。

まちづくりには、まちの魅力の向上とともに多くの若い世代がいかに関与に参加していただけるかが課題であり、第6期では「小学生から大学生世代」についての市民参加の推進について課題、方策を審議していただき答申をいただいたところです。

今期においても引き続き、第6期にて審議に至らなかった若い世代についての市民参加が推進できる有効な方策について具体的な意見を求めます。